解散公告

当社は、平成二十六年三月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月一日

佐賀県佐賀市久保泉町大字下和泉字一本栗三一四四番地一

リコー計器株式会社

代表清算人　来原　健二

解散公告

当社は、平成二十六年三月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月一日

熊本県合志市野々島二四四一番地一

株式会社にしごうし

代表清算人　藤井　勝公

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月一日

沖縄県那覇市泊二丁目一番一八号T＆C泊ビル五階

一般社団法人心身修正育成会

代表清算人　徳良　悦子

解散公告

当社は、平成二十六年三月三十一日存続期間満了により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月一日

沖縄県那覇市久米二丁目二番二〇号

沖縄特定免税店株式会社

代表清算人　嶺井　政治

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十月二日開催の理事会の決議及び平成二十六年三月三日北海道知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月一日

北海道沙流郡日高町富川南四丁目二番四七号

医療法人社団富川駅前クリニック

清算人　谷井　広樹

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月一日

茨城県日立市久慈町一丁目一番二号

財団法人日立市水産振興協会

清算人　今橋　照男

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十六年三月三十一日群馬県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月一日

群馬県伊勢崎市今泉町二丁目四一〇番地

伊勢崎市土地開発公社

清算人　五十嵐清隆

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十六年三月十四日付け千葉県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月一日

千葉県富津市青木三丁目一八番地一五

富津市青木土地区画整理組合

清算人代表　森田　操

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十六年三月二十日開催の総会の決議により同年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月一日

東京都港区芝五丁目三五番一号

鉱業労働災害防止協会

清算人　君嶋　護男

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十六年三月二十日開催の臨時総会の決議により、平成二十六年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月一日

東京都文京区後楽一丁目七番一二号

機能性木質新素材技術研究組合

清算人　杉原　昌樹

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十六年三月三十一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月一日

東京都新宿区新宿五丁目五番一〇号

厚生年金事業振興団企業年金基金

清算人　吉原　健二

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十六年三月三十一日総務大臣及び国土交通大臣の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月一日

横浜市中区港町一丁目一番地

横浜市土地開発公社

清算人　富永　修

解散公告（第一回）

当組合支部は、平成二十六年三月三十一日をもって解散したので、当組合支部に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月一日

横浜市戸塚区吉田町二九二番地

日立製作所労働組合横浜支部

清算人　佐藤　信也

清算人　泉　洋一郎

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十六年三月三十一日、春日井市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月一日

愛知県春日井市篠木町七丁目三一番地一

春日井篠木四ツ谷土地区画整理組合

代表清算人　高見　光男

解散公告（第一回）

当会は、平成二十五年十二月七日開催の殿常会臨時総会の決議により平成二十六年三月三十一日付をもって解散したので、当会に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月一日

京都府南丹市日吉町田原殿垣内三四番地

殿常会

代表清算人　俣野　政憲

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十六年三月六日、兵庫県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月一日

神戸市北区淡河町勝雄四八番地

清算法人神戸市勝雄土地改良区

代表清算人　石倉　敏夫

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月一日

広島県安芸高田市八千代町上根一三七二番地

財団法人愛児会

代表清算人　梶原　國子